

国連国際組織犯罪条約「人身取引」(人の密輸)補足議定書

法務省刑事局

1 経緯

国連国際組織犯罪条約 2000年11月15日の国連総会において採択
我が国も署名済み（現在締結に向け検討中）

└ 補足議定書

「人身取引」(人の密輸)	2000年11月採択
「不法移民」	2000年11月採択
「銃器」	2001年5月採択

（2002年12月が署名期限。いずれも我が国は未署名。）

2 「人身取引」(人の密輸)補足議定書の内容

Protocol to Prevent, Suppress and Punish Trafficking in Persons, Especially Women and Children,
Supplementing the United Nations Convention against Transnational Organized Crime

(1) 一般規定

- ・ 用語の定義（第3条）

「人身取引」Trafficking in persons 等

┌ 目的
├ 手段
└ 行為

- ・ 犯罪化（第5条）

(2) 被害者の保護

被害者のプライバシーの保護，被害者に対する情報及び援助の提供，（被害者が発見された国における）被害者の地位，被害者の本国への送還（第6条～第8条）

(3) 防止，協力その他の措置

防止のために締約国が講ずべき措置，締約国の法執行機関の間の情報交換，法執行機関等の職員の訓練，国境管理の強化，旅行証明書や身分証明書の濫用の防止等のための措置（第9条～第13条）

(4) 最終条項

紛争解決，署名及び締結，効力発生，改正等（第14条～第20条）

(参考資料) 「人身取引」に関する現行の刑罰法規

(1) 刑法(明治40年法律第45号)

第33章 略取及び誘拐の罪

(未成年者略取及び誘拐)

第224条 未成年者を略取し、又は誘拐した者は、3月以上5年以下の懲役に処する。

(営利目的等略取及び誘拐)

第225条 営利、わいせつ又は結婚の目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、1年以上10年以下の懲役に処する。

(身の代金目的略取等)

第225条の2 近親者その他略取され又は誘拐された者の安否を憂慮する者の憂慮に乗じてその財物を交付させる目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、無期又は3年以上の懲役に処する。

2 人を略取し又は誘拐した者が近親者その他略取され又は誘拐された者の安否を憂慮する者の憂慮に乗じて、その財物を交付させ、又はこれを要求する行為をしたときも、前項と同様とする。

(国外移送目的略取等)

第226条 日本国外に移送する目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、2年以上の有期懲役に処する。

2 日本国外に移送する目的で人を売買し、又は略取され、誘拐され、若しくは売買された者を日本国外に移送した者も、前項と同様とする。

(被略取者収受等)

第227条 第224条、第225条又は前条の罪を犯した者を幫助する目的で、略取され、誘拐され、又は売買された者を収受し、蔵匿し、又は隠避させた者は、3月以上5年以下の懲役に処する。

2 第225条の2第1項の罪を犯した者を幫助する目的で、略取され又は誘拐された者を収受し、蔵匿し、又は隠避させた者は、1年以上10年以下の懲役に処する。

3 営利又はわいせつの目的で、略取され、誘拐され、又は売買された者を収受した者は、6月以上7年以下の懲役に処する。

4 第225条の2第1項の目的で、略取され又は誘拐された者を収受した者は、2年以上の有期懲役に処する。略取され又は誘拐された者を収受した者が近親者その他略取され又は誘拐された者の安否を憂慮する者の憂慮に乗じて、その財物を交付させ、又はこれを要求する行為をしたときも、同様とする。

(未遂罪)

第228条 第224条、第225条、第225条の2第1項、第226条並びに前条第1項から第3項まで及び第4項前段の罪の未遂は、罰する。

(解放による刑の減輕)

第228条の2 第225条の2又は第227条第2項若しくは第4項の罪を犯した者が、公訴が提起される前に、略取され又は誘拐された者を安全な場所に解放したときは、その刑を減輕する。

(身の代金目的略取等予備)

第228条の3 第225条の2第1項の罪を犯す目的で、その予備をした者は、1年以下の懲役に処する。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。
(親告罪)

第229条 第224条の罪、第225条の罪及びこれらの罪を幫助する目的で犯した第227条第1項の罪並びに同条第3項の罪並びにこれらの罪の未遂罪は、営利の目的による場合を除き、告訴がなければ公訴を提起することができない。ただし、略取され、誘拐され、又は売買された者が犯人と婚姻をしたときは、婚姻の無効又は取消しの裁判が確定した後でなければ、告訴の効力がない。

(2) 職業安定法(昭和22年法律第141号)

第63条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを1年以上10年以下の懲役又は20万円以上300万円以下の罰金に処する。

- 一 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によつて、職業紹介、労働者の募集若しくは労働者の供給を行つた者又はこれらに従事した者
- 二 公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で、職業紹介、労働者の募集若しくは労働者の供給を行つた者又はこれらに従事した者

(3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)

第34条(第1項)

何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

一 ないし六 (略)

七 前各号に掲げる行為をするおそれのある者その他児童に対し、刑罰法令に触れる行為をなすおそれのある者に、情を知つて、児童を引き渡す行為及び当該引渡し行為のなされるおそれがあるの情を知つて、他人に児童を引き渡す行為

八 成人及び児童のための正当な職業紹介の機関以外の者が、営利を目的として、児童の養育をあつせんする行為

九 児童が4親等内の児童である場合及び児童に対する支配が正当な雇用関係に基づくものであるか又は家庭裁判所、都道府県知事又は児童相談所長の承認を得たものである場合を除き、児童の心身に有害な影響を与える行為をさせる目的をもつて、これを自己の支配下に置く行為

第60条(第1項 略)

2 第34条第1項第1号から第5号まで若しくは第7号から第9号まで又は同条第2項の規定に違反した者は、これを1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(4) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)

(児童買春等目的的人身売買等)

第8条 児童を児童買春における性交等の相手方とさせ又は第2条第3項第1号、第2号若しくは第3号の児童の姿態を描写して児童ポルノを製造する目的で、当該児童を売買した者は、1年以上10年以下の懲役に処する。

2 前項の目的で、外国に居住する児童で略取され、誘拐され、又は売買されたものをその居住国外に移送した日本国民は、2年以上の有期懲役に処する。

3 前2項の罪の未遂は、罰する。